

自然災害伝承碑及び今回「第二編」の変更・加筆訂正等の主な内容について

1 自然災害伝承碑とは（国土地理院の取り組み HP から一部引用）

- ・我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、昔から数多くの自然災害に見舞われてきた。そして被害を受けるたびに、わたしたちの先人はそのときの様子や教訓を石碑やモニュメントに刻み、後世の私たちに遺してくれた。
- ・その一方、平成 30 年 7 月豪雨で多くの犠牲者を出した広島県坂町では、100 年以上前に起きた水害を伝える石碑があったものの、「石碑があるのは知っていたが、関心を持って碑文を読んでいなかった。水害について深く考えたことはなかった」。(平成 30 年 8 月 17 日付け中国新聞より引用) という住民の声が聞かれるなど、これら自然災害伝承碑に遺された過去からの貴重なメッセージが十分に活かされているとは言えない。
- ・これを踏まえ国土地理院では、災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、これら自然災害伝承碑の情報を地形図等に掲載することにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指している。
- ・2023 年 1 月 26 日 19 市区町村 39 基を追加公開し、公開数は 全国 523 市区町村 1775 基となる。

2 調査対象、箇所数とその後の追加

- ・居住地の大阪府と勤務地の京都府を対象とした。
- ・国土地理院では、大阪府域では 16 基、京都府域では 15 基が登録されている。
- ・本調査では、国土地理院が定義され登録されている純粋な自然災害伝承碑だけでなく、過去の災害の歴史を見つめ、先人たちの功德、犠牲、復興への意気込みを顧みて、今後の防災に活かすべく、幅広い災害の痕跡や札も対象としている。
- ・埋もれた災害の歴史を掘り起こすことで、防災意識向上の必要性を再認識したい。

| | 前回（第一編） | | 今回追加 | 合計（第二編） | |
|------|---------|---|------|---------|-----|
| ◇大阪府 | 47 | + | 72 | = | 119 |
| ◇京都府 | 57 | + | 25 | = | 82 |
| 計 | 104 | + | 97 | = | 201 |

※大阪府分については、大阪府での被災等の伝承施設が他県に設置されている 2 か所(岡山県・山口県)を含む

※数量のカウントは、1 箇所に複数種類の災害区分の伝承施設があれば、複数を原則とした

3 災害区分の追加及び集計（災害の区分を行い分析・区分は個票の末尾に記載）

| ◇大阪府 | 箇所数 |
|-------------|-----|
| 安政南海地震 | 4 |
| 淀川水害(明治18年) | 28 |
| 淀川水害(その他) | 6 |
| 大和川水害 | 3 |
| 寝屋川水害 | 4 |
| 室戸台風(学校内) | 18 |
| 室戸台風(その他) | 16 |
| 水防碑(大阪市内) | 14 |
| 阪神淡路大震災 | 5 |
| 火災 | 1 |
| 分類困難 | 21 |

※「その他」とは寺院等
※区役所単位に設置

| ◇京都府 | |
|-------------|----|
| 淀川水害(明治18年) | 1 |
| 昭和10年水害 | 3 |
| 昭和28年南山城水害 | 13 |
| 由良川水害 | 13 |
| 室戸台風(学校内) | 8 |
| 室戸台風(その他) | 8 |
| 丹後大震災 | 6 |
| 平和池水害 | 3 |
| 火災 | 7 |
| 分類困難 | 20 |

※水系含む

4 画像は、今後の防災的視点から、石碑等とともに可能な範囲で災害後の現地状況（河川・校舎等）を盛り込むこととした。